

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第138号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

措置費、助産等費用又は保育措置費（以下「措置費等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者から徴収する。

- (1) 措置費及び保育措置費 本人と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）
- (2) 助産等費用のうち、法第51条第3号に規定する助産の実施に要する費用 本人又は扶養義務者（当該助産の実施により出生した児童を除く。）
- (3) 助産等費用のうち、法第51条第3号に規定する母子保護の実施に要する費用 本人（当該母子保護の実施に係る児童を除く。）

別表第1 その他の世帯の項中

76,400	79,200	82,000	84,800	87,600	90,400	93,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

77,200	80,000	82,900	85,700	88,500	91,300	94,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

別表第2 その他の世帯の項中

52,900	55,000	57,000	58,900	61,000	63,000	65,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

53,500	55,600	57,700	59,600	61,700	63,700	65,800
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)